

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。



日本共産党荒川区議会議員

斉藤 くに子
区政ニュース

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp

http://www.tcn-catv.ne.jp/jcpara/ ブログhttp://s-kuniko.jugem.jp/



2018年5月20日 No1144号

区役所直通3802 - 4627

fax3806 - 9246

総合スポーツセンターの大規模改修



総合スポーツセンターのプールを利用しています。

改修されるとプールの歩くコースはどうなりますか？

シャワー室でシャンプーなど使えるようになると聞きましたが？

65才以上は無料で利用していますが利用料を取られることになってしまうのではないかと心配です？

来年4月から1年間、閉館して改修を行います。

昨年7月30日付 No1114号で改修案を掲載しましたが、プールの部分について改めて、詳細をお知らせします。

大プールと子ども用小プールの位置は変更がありません。

プールの真ん中は水深が深くなり、身長の高い方は、水中ウォーキングで途中で折り返していたと思いますが、

プールの水深(1.1~1.4m)を1.35mにします。また水深を変えられる可動床に改修します。

現在ウォーキングコースで利用している横にスロープを設置し、安全に入水出来るようにします。

プールの更衣室、シャワー室も全面改修します。女子と男子の場所が逆になる計画です。シャワーの数は同じです。

給排水管の更新やシャワーの改善を行って、

シャンプーなどの使用が可能になります。

有料化の話は出ていません。65才以上無料は区民の皆さんに歓迎されています。よもや値上げ提案などないと思いますが、2020年リニューアルオープンに際して、有料化の話が万一出てきたら断固反対の意思表示をします。



外観イメージ図

★法律・生活相談会★

弁護士の定例相談予定は

5月28日(月)

荒川区荒川7-37-1(コバスタ花の木停留所前)

Fax3806-5134

生活相談は随時相談にも応じます。ご連絡ください。また弁護士の相談は必要な場合は日中に弁護士事務所の予約を取りますのでご連絡ください。1月からは第4月曜日に変更。



ご意見ご要望 問合せで会社
に電話「○○の
時は○番を押して」延々と続きオペレー
ターになかなかつながらず。待たされ
ている間にホームページからの手続き
を勧める音声。出来ないから電話して
いるのに。宿もネット予約の方が安い
とやっているが一杯。セルフデジ、タッ
チパネル...人を介さない。デジタル難
民で置き去りにされそうです。

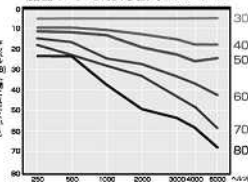


聴こえの改善のために

「テレビのボリュームが大きくなった」「人の話が聞き取りにくくなった」「何度声をかけても気づかずつい怒ったような声になってしまい夫婦仲が悪くない」「音は聞こえるが言葉は解りにくい」「補聴器が合わない」

70歳以上の高齢者のおよそ半数は加齢性の難聴と推定されています。40才代から高音部(4000hz)(言葉の聴き分けに必要な音)の音の聴こえが悪くなる人が多くなるそうです。

加齢による聴力低下のグラフ



難聴になると、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、ひきこもりになりがちです。



ためしてガッテン
2017・12・6放映

動脈硬化や糖尿病が、高齢者の難聴につながりやすいことが解明されつつあります。

難聴を放置すると認知症を発症する確率が上がってしまう報告もあります。

難聴者支援の拡充・強化は、本格的な超高齢社会に対応するための重要かつ緊急の課題です。

加齢にともなう聴力の低下はゆっくり進行し、視力の低下とくらべて自覚しにくく、気づくのが遅れがちです。

中央区の補聴器購入費用助成

35,000円(購入額が35,000円以下の場合は購入額)

1. 65歳以上の区内在住者
2. 耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方(聴覚障害の身体障害者手帳の所持者は除く)
3. 所得基準(扶養なしの場合で所得金額 2,572,000円)

聴力検査を受ける機会が少ないことも、気づきにくい原因のひとつです。早期発見、早期対応が必要です。

国が生活援助に回数制限（10月～） 「保険あって介護なし」の危険が増大

住み慣れた居宅で暮らすため必要な生活援助を

安倍政権は、今年10月から介護保険制度の訪問介護のうち、ホームヘルパーが調理や掃除、買い物などをする「生活援助」の利用を厳しく制限する仕組み導入することを決めました。

基準回数以上利用する場合、ケアマネジャーに区市町村への届け出と地域ケア会議での検証を義務付けました。

もともと介護保険は、要介護認定と給付の上限額が決められ、その範囲でしかサービスが受が受けられませんが、回数が多い事例として指摘された内容は8割が認知症、7割が独居です。

厚労省調査で、示された多数回利用の例では、独居で認知症のため服薬の管理が必要 配偶

「ええッ、1日1回がダメ？」

82歳で独居男性、重い糖尿病で心臓病の合併症もあり入退院を繰り返しています。

ヘルパーが買い物、調理、掃除のほか血糖値の測定やインスリン自己注射の見守りをしています。

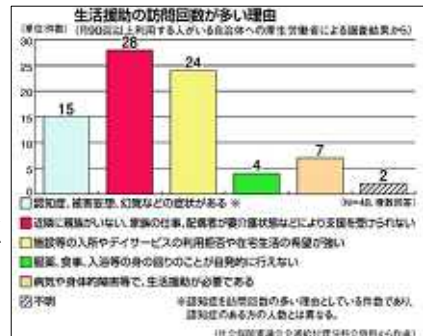
現在は、生活援助を月40回程度利用します。

厚労省方針の要介護1の基準(27回)を超えているので、見直しが必要になります。一応自分で動けるから要介護1になってしまいます。

要介護度の決め方にも異議ありです。本当はヘルパーを毎日利用したい人も、年金が少なく1割の利用料負担が払えないから週2～3日の利用で我慢している人が多いのです。十分、利用できない現状を放置しながら、『平均より多い』と言って利用を制限するなんておかしいと思います。



厚労省がこれを超えるものは「通常の利用と著しく異なる」とする生活援助制限基準です	生活援助の基準回数(月)
要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回



者も介護状態で支援が受けられない—など、

機械的な回数制限で介護給付を取り上げれば、在宅での生活が立ち行かなくなり、重度化を招きかねない現状を示すものが目立ちました。

今回の基準回数の設定は、必要な生活援助サービスの抑制につながりかねないものです。

「保険あって介護なし」にしてはなりません。



家事支援で高齢者の日常生活を支え、状態も把握し認知症の見守りもしています。

政府の見直しをそのまま機械的に押付けないこと！住み慣れた居宅で住み続けるために、必要な生活援助サービス提供はこれまで通り提供すること！！
 区民に寄り添い独自性を貫いてほしいと思います。



京成町屋ガード下にドラッグストア

京成町屋駅のガード下に保育園が4月から開設しましたが、その隣の駅改札口寄りで工事が始まっています。

区に問合せましたら、10月半ば竣工予定で大手ドラッグストア(450㎡)が出来るようです。



世界中の子ども みんなに平和と幸せを (松本猛)

台風の日、ぼくがどうしても外に出たいといえば、母も面白がってレインコートに身を固め、長靴を履いて完全防備で外に出た。激しい雨と強い風を感じ、ぼくは大興奮だった。

今になって思えば、嵐の中に息子一人だけで出すわけにはいかなかったからに違いないが、たぶん母も楽しんでいたのでないだろうか。子どもの感覚を持ち続けていた人だったということもあるが、子どもが幸せでいることを何よりも喜びに感じる人だった。

だからこそ、子どもが不幸になることには耐えられなかった。平和の活動を熱心にやったのは、戦争が何の罪もない子どもの命を奪うからだ。命が助かったとしても、家族や友だちを失った子どもの悲しみはかぎりない。

「戦火のなかの子もたち」は子どもの心を描いた絵本でもあった。

(東京新聞より抜粋)

布ぞうり作成に初挑戦

1足目は市販のキットで、2足目は手拭や余り布で...最初は大きさの加減が上手くいかず、何度もやり直しました。



携帯はどこに？



探し物の時間が増えるこの頃だ！

家の所定の場所にもバッグの中にも、事務所に区役所控室にもない。前日夕方まで通話をしていた。鳴らしてみてもブルブル音が聞こえない。自分の行動を考えてみた。もしや？あった！余り布の入っている所に潜っていた。